＜平成30年度の主な変更点＞

変更項目	変更前		変更後	
	対象頁	（平成29年度版）	対象頁	（平成30年度版）
連名契約	P.3	複数の法人が連帯して、NEDOとの間で一つの委託契約を締結する契約を言います。連名委託先間では、各々の役割が明確化されていることが必要です。	P.3	複数の法人が連帯して、NEDOとの間で委託契約を締結することをいいます。連名委託先間では、各々の役割が明確化されていることが必要です。
Ⅰ．委託業務の概要 3．委託業務の実施	P.16	⑤　連名契約の場合 複数の委託先が、それぞれの明確な分担関係をもって、対等な立場でNEDOの委託業務を行う場合に、連名で契約して、業務を実施するケースです。	P.16	⑤　連名契約の場合 複数の委託先が、それぞれの明確な分担関係をもって、対等な立場でNEDOの委託業務を行う場合に、連帯して、業務を実施するケースです。契約はNEDOと各委託先との一対一契約を基本とします。この場合、必要に応じて事業者間で連名での契約の締結、あるいは、覚書等を作成してください。実施計画書は各委託先の個別実施内容を記載した計画書（この場合でも連名体制スキームを記載すること）、あるいは、従前通りに連名契約全体の計画書を作成してください。
Ⅱ．契約に関する事務手続き 1．新規事業に係る手続の流れ (2)全体の流れ	P.23	ウ．専従証明書（期間専従又は率専従する研究員を登録する場合） エ．間接経費率確認書（中小企業に該当する場合）	P.23	ウ．間接経費率確認書（中小企業に該当する場合）
Ⅱ．契約に関する事務手続き 2．実施計画書の作成 (2)実施計画書について	P.26,27	＜体制図中の「主たる研究実施場所」＞	P.26,27	＜削除＞
Ⅱ．契約に関する事務手続き 2．実施計画書の作成 (2)実施計画書について	P.26,27	期間専従、日専従に関する記載全般	P.26,27	＜削除＞
Ⅱ．契約に関する事務手続き 2．実施計画書の作成	P.28	5．その他 ○○○○○。	P.28	5．その他 免税事業者に【該当・非該当】。
Ⅱ．契約に関する事務手続き 3．契約締結	P.37	(3)複数の委託先との契約締結を行う連名契約の場合は、連名契約先全てが一つの契約書に記名押印することにより契約が成立しますが、契約締結期間の短縮を図るため、NEDO と個々の連名契約先との記名押印の契約書の合冊をもって契約が成立する取扱いも可能とします。	P.37	(3)複数の委託先との契約締結を行う連名契約の場合は、1対1の契約を基本とします。また、連名契約先全てが一つの契約書に記名押印する場合は、契約締結期間の短縮を図るため、NEDO と個々の連名契約先との記名押印の契約書の合冊をもって契約が成立する取扱いも可能とします。

Ⅱ．契約に関する事務手続き 3．契約締結	P.37	実施計画書の提出日から、最大で2ヶ月前の日（実施計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能です。	P.37	NEDOが受理した実施計画書の提出日から、最大で2ヶ月前の日（実施計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能です。
Ⅱ．契約に関する事務手続き 4．継続事業に係る手続の流れ （2）継続申請書により、新たな契約を締結する場合	P.39	ウ．専従証明書（期間専従又は率専従する研究員を登録する場合） エ．間接経費率確認書（中小企業に該当する場合）	P.39	ウ．間接経費率確認書（中小企業に該当する場合）
Ⅲ.契約変更に関する事務手続き 1．契約変更の種別	P.52	⑥ 期間専従者に変更がある時 →期間専従証明書を添付してください。 ⑦ 率専従者に変更がある時又は率専従者の申告従事率に変更がある時 → 率専従証明書を添付してください。 ⑧ 委員会の委員長の変更又は委員会委員の増員、交替を行う時 ⑨ 上欄「変更承認⑥」の場合で、承認された限度額残に変更があった時	P.52	⑥ 率専従者に変更がある時又は率専従者の申告従事率に変更がある時 → 率専従証明書を添付してください。 ⑦ 委員会の委員長の変更又は委員会委員の増員、交替を行う時 ⑧ 上欄「変更承認⑥」の場合で、承認された限度額残に変更があった時
Ⅲ.契約変更に関する事務手続き 4．実施計画変更届出による場合	P.54	＜図中＞ 受理通知	P.54	メール等で通知
Ⅳ.経理処理について 6．自社調達を行う場合	P.77	＜追記＞	P.78	ウの場合は、事業開始時点（継続中の事業では、毎年4月1日時点）での最新の確定決算における値を使用し、当該年度中適用します。
Ⅳ.経理処理について 7．分室・研究分担先の経理処理	P.78	＜追記＞	P.78	大学等が組合員となった場合であっても大学・国立研究開発法人等用の契約約款を適用することはできません。従って、委託先である組合の経費計上方法が適用され、間接経費率については、技術研究組合の間接経費率を上限とします。（大学等の間接経費率は適用されません。）
Ⅴ.機械装置等費について 1．機械装置等費の中項目区分	P.82	1．土木・建築工事費	P.82	1．土木・建築工事費（土地の取得費を除く）
Ⅴ.機械装置等費について 1．機械装置等費の中項目区分	P.84	NEDO事業費で購入した装置等に限ります。	P.84	NEDO事業費で購入した装置等が計上できます。また、事業者が所有する装置を当該NEDO事業に専用として使用している場合には、当該専用使用期間に発生する保守費の計上を可とします。NEDO事業実施の責任者等より、「専用使用証明書」を提出していただき、保守費用等を契約保守期間と当該年度内の専用使用期間で按分して計上できます。（保守費とは、法定点検、定期点検及び日常のメンテナンス等に要した経費をいい、工事を伴わないものをいいます。ソフトウエア保守費等、名目上の保守費は計上不可です。）

Ⅴ.機械装置等費について 2．委託先自身で工事等を行う場合	P.85	・「研究開発要素のない設計・加工等」の作業を行う場合 部門単価の算出に用いる労務費を使用して部門単価の一部として計上。	P.85	・「研究開発要素のない設計・加工等」の作業を行う場合 部門単価を使用して機械装置等費の一部として計上。
Ⅵ.労務費について 1．労務費中項目の区分	P.88	＜「学生研究員」の記述＞	P.95	＜「2．研究員の区分」に移動＞
Ⅵ.労務費について 1．労務費中項目の区分 (2)補助員費として計上する経費	P.89	ウ．補助員費単価(大学・国立研究開発法人等の場合)	P.91	ウ．補助員費単価(大学・国立研究開発法人等が再委託先等の場合)
Ⅵ.労務費について 2．研究員の区分	P.90	＜追記＞	P.92	・　日専従者の区分は無くなりました。既に登録している方は時間単価適用者、あるいは率専従者(予め専従証明書の提出要)として計上してください。期間専従者は率専従とします。これに伴う実施計画の変更届は不要です。次回の変更時に計画書の訂正をお願いします。
Ⅵ.労務費について 2．研究員の区分	P.90	＜表中＞ (2)「全ての専従日」を労務費に計上する研究員 ＜日専従者＞(☆) (3)委託期間の半年以上当該NEDO事業のみに専従する研究員 ＜期間専従者＞(★)	P.92	＜削除＞

VI.労務費について 2.研究員の区分	P.91	※雇用形態が、時給制・日給制であっても「健保等級」を保有していれば「期間・率専従者」として研究員登録が可能です。この場合、NEDOに対しては労務費単価一覧表の月額で請求してください。 ＜健康保険等級非適用者の場合（3－2－2参照）＞ ・年棒制や月給制の方や年額あるいは月額で契約する者 　個別に月給額を算定し、該当する労務費単価一覧表から労務費単価を求めます。 ・日給制、時給制の方や日額、時間単価で契約する者 　それぞれ必要に応じて日額、時間単価を求めて労務費単価に適用します。 注1：給与額の適用にあたってはNEDOの判断により必要に応じ委託先における過年度分の支払実績等を確認・考慮の上、委託事業開始時にNEDOによる確認を受けた金額を適用する場合があります。 注 2：代表取締役、執行役、その他これらに準ずる職制上の地位（役職）を有する会社法上の役員等は、日専従者、期間専従者、率専従者として登録することはできません。 注 3：役員等が労務費を計上する場合は、役員報酬が損金算入されている必要があります。損金算入の時期は、原則毎年 4 月 1 日の直前期の実績とします。また不相当に高額な部分および不正によるものは損金算入できません。	P.93 P.107	※雇用形態が、時給制・日給制であっても「健保等級」を保有していれば、率専従者として研究員登録が可能です。この場合、NEDOに対しては労務費単価一覧表の月額で請求してください。 ＜「健康保険等級非適用者の場合」の内容は記載箇所を変更＞
VI.労務費について 2.研究員の区分	P.91	(2)「全ての専従日」を対象に労務費を計上する研究員＜日専従者＞	－	＜削除＞
VI.労務費について 2.研究員の区分	P.92	(2)委託期間の半年以上継続して当該NEDO事業のみに専従する研究員	P.92	(2)委託期間の半年以上継続して申告した率にて当該NEDO事業に従事する研究員 記載内容を統合
VI.労務費について 3.労務費単価 3－1.労務費単価の基本的な考え方	P.96	「日専従者、期間専従者」の記載	－	＜削除＞
VI.労務費について 3.労務費単価 3－1－1～3	P.96-98	＜全体＞	P.96	健保等級適用者以外の単価を用いる方や出向者等の就業形態の方等の単価の決め方は次頁以降の「労務費単価YES・NOチャート」を参照ください。その際の具体的な単価導出方法は次項（3-2）に示します。

Ⅵ.労務費について 3．労務費単価	P.103	労務費単価一覧表（日専従者用）	－	＜削除＞
Ⅵ.労務費について 3－2．労務費単価の算出方法 3－2－1．健保等級適用者の単価算出方法 4．労務費単価の証明	P.108	健保等級又は給与については、「健保等級証明書」、又は「給与証明書」により、給与担当課長等の証明が必要です。	P.105	健保等級については、「健保等級証明書」により給与担当課長等の証明が必要です。
Ⅵ．労務費について 3－3．労務費上限額と算出方法	P.116	②出向者の場合 ＜表＞	P.114	②出向者の場合 ＜表の記載方法変更＞ 出向元給与証明書（P.123）
Ⅵ．労務費について	P.121	委託業務従事日誌（日専従者用）	－	＜削除＞
Ⅵ．労務費について	P.122	期間専従証明書	－	＜削除＞
Ⅶ.その他経費について 1．消耗品費	P.132	＜新規＞	P.128	（8）消耗品を自社製作した労務費は部門単価を用いて消耗品費に計上してください。「Ⅴ．2．委託先自身で工事等を行う場合」に準じて計上してください。
Ⅶ.その他経費について 2．旅費	P.134	②旅費の検査の際は、委託先の旅費規程等に従って作成された「出張報告書」等を確認します。	P.130	②旅費の検査の際は、委託業務との関連性を把握するため委託先の旅費規程等に従って作成された「出張報告書」等を確認します。
Ⅶ.その他経費について 3．外注費	P.135	＜新規＞	P.131	（4）月別項目別明細表には、品名等欄には外注相手先も加えて記載してください。
Ⅶ.その他経費について 3．外注費	P.136	＜図面＞	P.132	＜「機械装置等の製作・改造」からの矢印の一部変更＞
Ⅶ.その他経費について 4．諸経費 （12）特許出願等に係る費用	P.141	①　本費用の経費計上については、経費の内容に応じて該当する費目（外注費、諸経費）にそれぞれ計上してください。計上可能な経費は以下のとおりです。	P.137	①　本費用の経費計上については、経費の内容に応じて該当する費目にそれぞれ計上してください。計上可能な経費は以下のとおりです。
Ⅷ.間接経費について 1．間接経費率の設定（1）	P.146	※当該組合の組合員である会社法に定める会社のうち、3 分の 2 以上が中小企業基本法第 2 条に該当する法人で構成されている組合に限る（構成比率が 3 分の 2 未満の場合の間接経費率は10％）。	P.142	※当該組合の組合員である会社法に定める会社のうち、3 分の 2 以上が中小企業基本法第 2 条に該当する法人で構成されている組合に限る（構成比率が 3 分の 2 未満の場合の間接経費率は10％）このほか、産業技術力強化法施行令第6条第1項第三号に規定する事業協同組合等。

X.検査 2. 検査の種類	P.158	(1)中間検査 委託業務の遂行状況、経理処理状況及び資産管理状況について、委託期間中に行う検査です。 また、委託先の経理システムと内部牽制(物品購買フローやコンプライアンスの有無等)等の説明を受け、適正な経理処理が担保されているかどうかの確認を行います。	P.154	(1)中間検査 委託業務の遂行状況、経理処理状況及び資産管理状況について、委託期間中に行う検査です。 また、委託先の経理システム、内部牽制(物品購買フローやコンプライアンスの有無等)、情報セキュリティや個人情報保護に関する規程等の説明を受け、適正な経理処理が担保されているかどうかの確認を行います。
X.検査 6. 自主点検の実施	P.163	※「自主点検リスト」 書式X－2は、NEDOホームページよりダウンロードできます。	P.159	※「自主点検リスト」 書式X－2は、NEDOホームページよりダウンロードできます。記載前に最新版であることを確認してください。
X.検査 6. 自主点検の実施	P.164 -165	自主点検リスト	P.160 -161	<更新>
X.検査 8. 経理システムと内部牽制等の確認	-	＜新規＞	P.165	(3)情報セキュリティや個人情報保護に関する規程等の確認について 情報化の進展、情報機器の高性能化に伴い、情報資産に対する脅威は日々増加しています。情報流出による損害が多大となる場合もあり、悪意がなくても善意ではあるが未熟な従業員等による流出リスクもあり低いインシデント状態とするためにも情報セキュリティの規程等を設け適切に運用されていることが重要となります。委託事業等の停滞等、支障なく遂行されるためにも事業者の体制等を確認します。 特に、個人情報が流出すると損害以外に、個々人の権利やプライバシーが侵害され基本的人権の保障が害されることになります。このため、個人情報保護に関する規程を設けてこの中で個人情報保護の方法や安全管理に係る基本方針を整備し、個人情報の取り扱いについて適切な管理・取扱いを定めておくことが肝要となります。
XⅡ.研究開発資産・知的財産権について 2. 資産登録の方法	P.192	試作品は、その製作自体あるいは性能試験、耐久試験等が研究目的であり、原則、完成や目的達成と同時にその価値を失うものです。NEDOでは、完成や目的達成後の使用期間が1年未満のものについて、固定資産ではなく、試作品として消耗品と同様に取り扱うことができます。一方、取得価格が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の機械装置等は、NEDOへの資産登録が必要です(約款第20条第1項)。(中略) 試作品を製作した場合は、目的達成後速やかに廃棄して下さい。目的達成後も継続して使用する場合は資産登録を行って下さい。	P.190	試作品は、原則としてその製作自体が研究目的であり、完成と同時にその価値を失うものです。それらについては、完成後速やかに廃棄する場合、固定資産ではなく、試作品として消耗品と同様に取り扱うことができます。ただし、性能試験、耐久試験等を目的とするものに限り、完成後目的達成までの期間が1年未満であれば消耗品と同様に取り扱うことができます。一方、取得価格が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の機械装置等は、NEDOへの資産登録が必要です(約款第20条第1項)。(中略) 試作品を製作した場合は、目的達成後速やかに廃棄して下さい。目的達成後1年以上継続して使用する場合は資産登録を行って下さい。

XⅡ.研究開発資産・知的財産権について 5．資産譲渡等の方法	P.197	(2)有償譲受以外の方法 委託先への有償譲渡が原則ですが、NEDOの判断により、以下の方法とする場合があります(約款第20条の2第7項)。 ①NEDOが実施する、他の委託・助成事業への転用(供用換・助成事業への資産貸与)・継続研究での使用 ②当該研究開発事業に参加していた公的機関等(※)へ無償譲渡(ただし継続して研究を実施する場合に限る)など※:国、地方公共団体、大学、国公立研究機関、独法、社団・財団法人(非営利型法人のみ)、及び外国におけるこれらに相当する機関。 ③上記対応が不可能な場合に限り、廃棄処理を行います(約款第20条の2第7項及び第20条の4)。	P.195	(2)有償による譲受以外の方法 約款に基づき、事業終了後、有償で譲り受けていただきます。 ①ただし、NEDOが適切と判断した場合、NEDOが行う他の業務における使用(他の委託事業・助成事業への転用等)とします。(約款第20条の2第5項) ②有償譲渡に適さないとNEDOが認めた場合、次の方法を行うことができます。(約款第20条の2第5項) ・当該研究開発事業に参加していた公的機関等(※)への無償譲渡。ただし継続して研究を実施する場合に限る。※国、地方公共団体、大学、国公立研究機関、独法、社団・財団法人(非営利型法人のみ)、及び外国におけるこれらに相当する機関。 上記対応が不可能かつ妥当な理由がある場合に限り、廃棄処理を行う事ができます。 (約款第20条の2第5項　および約款第20条の4)
XⅡ.研究開発資産・知的財産権について 5．資産譲渡等の方法 (4)有償譲渡価格	P.198	有償譲渡の価格は、取得価額から、取得価額の90%の額に1を法定耐用年数で除した率(小数点第四位以下切り捨て)を乗じた額(以下「年額」という。)に取得日から事業終了日までの期間(以下「算定期間」という。)における通算経過年数を乗じて得られた額及び算定期間のうち12月に満たない月数(1月に満たない日数があるときは1月と算定する。以下「端数月数」という。)を年額に乗じて12で除した額(小数点以下四捨五入)を減算した額となります。(ただし、取得価額の5%を下回らない額) 【算定式】 譲渡価格＝取得価額－(年額×経過年数＋年額×端数月数÷12) ≧取得価額×0.05	P.196	譲渡価格は、取得価額から、取得価額に100分の90を乗じた額に1を法定耐用年数で除した値(小数点第四位以下切り上げ。ただし、平成19年3月31日以前の取得財産については小数点第四位以下切り捨て。)を乗じた額(以下「年償却額」という。)に取得日から事業終了日までの期間(以下「算定期間」という。)における通算経過年数を乗じて得られた額及び算定期間のうち12月に満たない月数(1月に満たない日数があるときは1月と算定する。以下「端数月数」という。)を年償却額に乗じて12で除した額(小数点以下四捨五入)を減算した額とする。ただし、取得価額に100分の5を乗じた額を下回らない額とする。 【算定式】 譲渡価格＝取得価額－(年償却額×経過年数＋年償却額×端数月数÷12) ≧取得価額×(5÷100)
XⅡ.研究開発資産・知的財産権について 5．資産譲渡等の方法 (5)有償譲渡代金の支払時期	P.198	①平成24年度(平成25年3月)以前の契約の場合 事業終了の翌々月に代金をお支払いただき、代金の支払いをもって譲渡が完了となります。 例:平成28年2月29日事業終了→翌々月(4月)支払い。 ②平成25年度(平成25年4月)以降の契約の場合 事業終了の翌月に代金をお支払いいただき、代金の支払いをもって譲渡が完了となります。 例:平成28年2月29日事業終了→翌月(3月)支払い	P.196	事業終了(貸与研究・継続研究の場合は契約期間終了)の翌月末までに代金をお支払いいただき、代金の支払いをもって譲渡が完了となります。 例:平成3X年3月20日事業終了→支払い期限は翌月(4月)末